

マングローブの利用と保全のはざままで：リアウ諸島州 バタム島の製炭業

Between "use" and "conservation" of Mangrove :
A Case of charcoal making in Batam, Kepulauan Riau

淵上 ゆかり (大阪大学)

FUCHIGAMI Yukari (Osaka University)

リアウ諸島州バタム島は 1970 年代初頭まで人口 7,000 人程度の漁業の島であったが、1970 年代にシンガポールとの経済的な協力関係が始まって以来、急速な発展によって「インドネシアの西の窓口」と呼ばれるまでの成長を遂げた。その結果、淡路島よりも小さなこの島の中で、シンガポールに面する北部は工業団地が立ち並び、ショッピングモールやリゾートホテルが見られる「商工業地帯」となった一方、南部では昔ながらの漁村による「伝統的なインドネシア沿岸域」の景色を見ることができる。

1990 年代、インドネシアではマングローブ生態系の保全が国家的な課題と位置づけられ、林業省によって伐採規制が設定された。だがバタム島では前述の経済発展が始まって以降、マングローブの伐採・利用が規制されるどころか、島北部では沿岸域のマングローブ林が森林ごと失われ、商工業地へと姿を変えた。一方南部では、マングローブ林を利用して生計を立ててきた人たちが存在するにもかかわらず、その伐採が禁止された。すなわち、法律によって禁止されたマングローブの伐採とは「政府の許可のない場所でのマングローブ林の伐採を禁止するもの」にすぎず、環境保全よりも経済発展が優先される北部では「合法的に」マングローブ林が伐採されたといえる。

しかしバタム島には、①マングローブの伐採は違法であるが、マングローブ木炭の売買は違法ではなく、輸出製品として認識されていたこと、②製炭業は漁業の約 3 倍という高収入生業である、という事実があった。その結果、地域住民は手漕ぎボートによる伐採・運搬や手作業といった機械化を最低限にした伝統的製炭工程の維持や、炭窯容量の制限や伐採周期の設定などの自主規制を導入することで持続可能な自然資源利用体制をアピールし、代替生業を提示できない島内の公的機関から暗黙の了解を勝ち取った。国の定めた「法」よりも、製炭業従事者達自身による「自主規制」の方がはるかに優れた統制力を持ち、「経済発展」と「環境保全」の両立をなし得る可能性を持つのではないかと考えさせられる事例である。

(本報告は 2008-2014 年の現地調査を基にしています)

参考文献

淵上ゆかり (2021) 「開発の光と影：インドネシア・バタム島のマングローブ林」阿部健一・柳澤雅之編著『No Life, No Forest—熱帯林の「価値命題」を暮らしから問う』京都大学学術出版会, pp. 155-174.